双方ハ調停者会合ノ最後的折衝ノ結果後記事件ニ付円
満解決セリ
要求スル項 (イ)工場閉鎖ニヨル解雇手当トシテ左記各項ノ如ク
直チニ現金ヲ次ニテ支給サレタシ
(イ)全従業員ニ対シ勤続ノ年限一ケ年ニ対シ一ケ年毎二百円ノ割合
(ロ)仲仕ニ対シテハ勤務年限一ケ年ニ対シテノ金 百五十円ノ割合
(ハ)社宅立退料トシテ一戸ニ対シ
一号社宅 五十円 二号社宅 二十五円 支給ノコト
(ニ)内勢者ヨリノ工場立退十五日分所謂従業員ノ特別手当
其ノ金額ヲ支給ノ事